

令和8年産「金色の風」作付経営体登録に係る募集要項

1 「金色の風」作付経営体登録の趣旨

県オリジナル品種「金色の風」は、全国に誇る最高級品種としての評価を獲得するため、県産米の生産、流通、販売などに関わる県内外の関係機関・団体等が一丸となって、ブランド確立に向けた取組を展開し、計画的な生産と安定的な需要の確保に取り組んでいます。

取組の一環として、生産から販売まで適正に管理し、ブランド米としての評価を確かなものとするため、作付経営体を「金色の風」作付経営体登録要綱により登録することとしています。

2 応募可能な経営体

登録の対象となる経営体は、奥州市、一関市、金ケ崎町、平泉町の標高120m以下の地帯であって別に定める「金色の風」の栽培適地に、水稻を作付けする農業者、法人及び生産者組織です。

3 登録期間

作付経営体として登録された日から、令和8年産「金色の風」の販売が終了する日までとします。

4 登録に係る種子配分量

作付経営体として登録された作付面積について、10a当たり種子量3.5kgを上限とし配分します（種子は有償）。

※全体の作付希望面積に対する種子量が不足した際には、作付面積を調整する場合があります。

5 作付経営体の要件

(1) 基本的要件

ア 栽培適地内の水田において栽培すること。

イ 「金色の風」の販売を行う者であること。

(2) 技術的要件

ア 農産物検査で、一等米比率の過去2年間の平均が95%以上であること。

イ 栽培に当たっては、「金色の風」栽培マニュアルを遵守し、品質目標の達成に取り組めること。

(4) 遵守事項

ア 種子の譲渡、自家採種を行わないこと。

イ 金色の風栽培研究会等が主催する講習会、研修会、検討会に参加し、指導事項等を生産に反映できること。

ウ 玄米タンパク質含有率や食味等により、品質・食味がブランド価値を損なうものでないか総合的に判断し、品質・食味に優れるものを出荷・販売すること。

- エ 収穫物は、自家消費を除き、全量出荷・販売に努めること。
- オ ブランドイメージの向上に効果的な販売計画を作成し、実践すること。
- カ 「金色の風」の計画的な生産、品質管理並びに販売など関係書類を整理保管すること。

6 応募方法等

(1) 応募方法

所定の提出書類に必要事項を記入の上、各市町村農政主務担当課に提出してください。

(2) 受付期間

令和7年12月12日（金） 17時00分まで

(3) 提出書類

申請の形態に応じて必要書類を各1部作成し、提出してください。

なお、J Aに出荷する場合は、県内の各J Aが作付経営体を取りまとめ、一括して申請しますので、各J Aの指示に従って必要書類を作成してください。

また、J Aへの出荷以外の独自販売を予定する場合は、独自販売分について個別申請を行ってください。

個別 申請	J A 一括 申請	提 出 書 類
○		令和8年産「金色の風」作付経営体登録申請書・要件確認書 (様式第1-1号)
○	○	販売計画書(様式第1-2号) ※J A一括申請時はJ Aが作成
	○	農業協同組合による登録申請者一覧(様式1-4号) ※J Aが作成

※ 上記のほか、法人及び生産者組織が申請する場合は、規約及び構成員名簿を添付してください。

7 登録及び確認結果の通知

「金色の風」作付経営体登録要件確認要領により要件を確認し、要件を満たしている場合に、作付経営体として登録します。

また、要件を満たさないと認められたときは作付経営体として登録しないものとし、当該申請者に対して、その理由を付して通知します。

令和8年1月中を目途に、確認結果を申請者に文書により通知します。なお、個別申請分は申請者宛てに、J A一括申請分は当該J A宛てに通知します。

8 書類提出先

一関市、奥州市、金ケ崎町、平泉町の農政担当課

9 問合せ先

岩手県農林水産部農産園芸課	TEL : 019-629-5710 FAX : 019-651-7172 メール : AF0008@pref.iwate.jp
県南広域振興局農政部	TEL : 0197-22-2841 FAX : 0197-22-6194 メール : BD0004@pref.iwate.jp
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター	TEL : 0191-26-1413 FAX : 0191-26-1875 メール : BE0003@pref.iwate.jp

※ お問合せは、連絡先を明記の上、できる限りFAXまたはメールによりお願いします。

品 種 登 録 さ れ て い る 種 子 や 種 苗 は 適 正 に 利 用 し ま し ょ う ！

登 録 品 種 は 育 成 者 の 権 利 が 保 護 さ れ て い ま す



登 録 品 種 を 利 用 す る に は 許 諾 が 必 要 で す 。

- ・ 種 苗 の 生 産 ※ 、 譲 渡 、 保 管
- ・ 収 穫 物 の 生 産 、 譲 渡 、 保 管 等

※ 種 苗 の 生 産 は 、 許 諾 条 件 に よ り 制 限 さ れ る 場 合 が
あ り ま す 。



あ な た の 使 っ て い る 種
子 は 正 規 の 業 者 等 か ら 購
入 し た も の で す か ？

購 入 し た 種 子 等 の 代 金
に は 、 許 諾 料 が 含 ま れ て い
ま す 。

無 断 で 登 録 品 種 を 利 用 す る こ と は 種 苗 法 違 反 で す 。

(種 苗 法 第 20 条)

権 利 者 の 許 諾 な く 利 用 し た 場 合 、 民 事 請 求 を 受 け た
り 刑 事 罰 を 科 せ ら れ た り す る 場 合 が あ り ま す 。

刑 事 上 の 罰 則 ： 10 年 以 下 の 懲 役 や 1,000 万 円 以 下 の 罰 金

(法 人 の 場 合 は 3 億 円 以 下 の 罰 金)

◆ 登 録 品 種 の 確 認 方 法

農 林 水 産 省 品 種 登 録 ホ ー ム ペ ー ジ

<https://www.hinshu2.maff.go.jp/>

穂木や種子を譲渡してはいけません！

権利者、種苗会社、ＪＡ、小売店等

正規ルートでの種苗購入

農業者等

植付、は種

自己の経営地で栽培

収穫

収穫物

穂木や種子

水稻種子は、採種ほで生産されたものを毎年購入して利用しましょう！

「金色の風」と「銀河のしずく」は、登録された生産者以外の作付は認められていません。

また、種子の譲渡は禁止されています。

自分が収穫した種子を他の農家等に渡すこと（譲渡）は有償無償を問わず種苗法に違反します。

他の農家等

生産及び
販売・出荷

やってはいけない例

- ◆ 知り合いの農家に頼まれ、収穫物を種子等として利用することがわかっていて譲渡する。
- ◆ 岩手県内で売られていない種子を、他県の知り合いから譲ってもらう。

本資料の内容に関する問い合わせ先
岩手県農林水産部 農産園芸課

019-629-5708